契約№12345

令和7年3月20日

**⑭**

**就　　業　　条　　件　　明　　示　　書**

需給　花子　殿

（所在地）　　　　　　恵庭市○○町○○－○○－○○

（事業所名）　　　　　株式会社○○

（使用者職氏名）　　代表取締役　　▲▲　▲▲

1. 次の条件で労働者派遣を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **④派遣先事業所の名称及び所在地** | （名称）　　　　　　　　　（所在地）　　　 　　　　　　 （電話） △△株式会社　北海道支店　　札幌市中央区××－××　　　（011）○○-○○○○ |
| **④就業場所** | （名称）　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）　　　　　　　　　　　 △△株式会社　北海道支店　道央工場　　　　石狩市××‐××  （部署）水産加工開発部新商品開発課　　　（電話）（0133）○○-○○○○ |
| **④組織単位** | 新商品開発課 |
| **②業務内容** | 新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務  （派遣法施行令第4条第1項第3号に該当） |
| **③業務に伴う 責任の程度** | □付与される権限なし ■付与される権限あり〔副リーダー(部下2名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度あり)　〕 |
| **⑥⑫⑬派遣期間**  **（⑲の場合は⑫⑬の記載不要）** | 令和7年4月1日から令和7年9月30日 ☆派遣先事業所における期間制限に抵触する最初の日（事業所単位の抵触日）  令和10年4月1日 ☆組織単位における期間制限に抵触する最初の日（個人単位の抵触日）  令和10年4月1日　 ★（無期雇用の場合）無期雇用のため適用なし |
| **⑥就業日** | 月・火・水・木・金　　（但し、祝日、夏季休暇 8/13～8/16は除く） |
| **⑤指揮命令者** | （部署） （役職） （氏名）  水産加工開発部新商品開発課　　新商品開発課第一係長　　　★★　★★★ |
| **⑭派遣先責任者** | （部署）　　　　　　　　　　　（役職）　　　　　　　　　　　　（氏名）  水産加工開発部新商品開発課　　水産加工開発部新商品開発課長　　◎◎　◎◎  （電話）（0133）○○-××××　内線△△△△ |
| **⑭派遣元責任者** | （部署）　　 （役職）　　　　　　　　（氏名）　　　　　　（電話）  派遣事業部　　コーディネーター　　　　●●　●●　　　　　（0123）△△-×××× |
| **⑦就業時間**  **（休憩時間）** | 例）　9時00分から18時00分　　　（休憩時間12時00分から13時00分までの60分間） |
| **⑮時間外(休日)労働** | 1日5時間 月36時間 年360時間  （休日労働 月2日 9時から20時までの8時間）※派遣元36協定の届出の範囲内とする。 |
| **⑧安全及び衛生** | 派遣先は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定する自己に課された責任を負う。 |
| **⑯福利厚生** | 例）制服の貸与あり、売店及び駐車場の利用可 |
| **⑨苦情の申出先**  **処理方法**  **連携体制** | **（1）苦情の申出を受ける者** 『申出先』（乙　派遣元） （部署）　　　　　　（役職）　　　　　　　（氏名）　　　　　（電話） 派遣事業部　　　　　　派遣事業部長　　　　　※※　※※　　　（0123）××-○○○○ 『申出先』（甲　派遣先） （部署）　　　　　　（役職）　　　　　　　（氏名）　　　　　（電話） 　水産加工開発部　　　水産加工開発部長　　　＃＃　＃＃　　　（0133）××-△△△△  **（2）苦情処理方法、連携体制等** ①甲における（1）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。②乙における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。  ③甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞無く通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 |
| **⑩労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の**  **雇用の安定を図るための措置** | 派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。  また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。  さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇するときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。 |
| **⑪紹介予定派遣に関する事項** | （紹介予定派遣に該当する場合は、派遣先が雇用する場合の労働条件等を記載すること） |
| **⑰派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置** | 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。  （派遣元が職業紹介を行える場合は以下についても記載する） 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、手数料として派遣先は派遣元に対して、  支払われた賃金額の●●分の●に該当する額を支払うものとする（ただし手数料表の範囲内とする）。 |
| **⑳労働者派遣に 関する料金** | 日額　２０，０００円 （又は事業所平均日額　１８，０００円）　　　（月額、日額又は時間額で表記する） |
| **備　考** | **⑱**※社会保険の加入手続きが完了していない場合は、その理由を記載すること。 **⑲**介護休業の代替要員として派遣 　・休業する労働者　○○　○○ 　・休業する労働者の業務　新商品開発課内における会議資料、プレゼンテーション用資料等の作成業務 　・休業の開始：令和7年5月1日　終了予定日：令和8年3月31日 |